

町住民自治基本条例（ひながた）

（目的）

第1条 この条例は、町の町政に町民の意思を的確に反映させるとともに、町民が身近な課題を自らの意思に基づき自主的に解決するために必要な事項及び住民自治を発展させるための施策を定めることにより、町と町民又は町民相互間の協力関係を強化し、特色と活力ある地域の創造を図ることを目的とする。

【解 説】

本モデル条例では、「町」の条例として作成していますが、もちろん合併市町村のみならず、全ての市町村においても活用できるものを想定しています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校区 学校教育法(昭和22年法律第26号)第29条の規定により設置された小学校の通学区域
- (2) 自治会 町又は字の区域その他町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
- (3) 公共的団体 公共的な活動を行う団体
- (4) 支所 地方自治法第155条第1項の規定により設置された支所
- (5) 地域審議会 町長若しくは支所長(以下「町長等」という。)の諮問機関として設置され、町長等の諮問に応じて審議し答申を行い、又は必要と認める事項につき町長等に意見を述べる審議会
- (6) 支援機構 地域自主組織に助言や必要な情報の提供を行うため第15条の規定により設置する機関

【解 説】

本モデル条例では、地域自主組織を小学校区単位に設置することを想定しているため、第1号に「小学校区」と規定していますが、地域の実情により、地域自主組織を中学校区や旧市町村単位で設置することもあり得ると考えます。

第2号に「自治会」と規定していますが、各市町村において地方自治法第260条の2に規定する「地縁による団体」の名称は、自治会、町内会又は区等さまざまであることから、実際の条例においては、各市町村の実情に応じた名称で規定することが適当です。

第3号に規定する「公共的団体」は、青年団、婦人会、PTAなどの文化事業団体をはじめ、商工会、社会福祉協議会など営利活動を目的としない公共的な活動を行う全ての団体を言います。

（町及び町民等の責務）

第3条 町並びに町民、自治会その他の公共的団体等は地域における公共的な課題について相互

に連携・協力して解決に努めなければならない。

- 2 町は、本条例の目的を実現するために必要な施策を講じ、地域の住民自治を促進するための環境の整備に努めるものとする。

【解 説】

市町村が講じる施策には、地域自主組織を支援するために地域担当職員を置くことや地域自主組織に事務を委託すること、地域審議会の設置などが想定されます。

(地域自主組織の指定等)

第4条 町長は、地域の身近な公共的課題に対処するため設立された公共的団体のうち、次項に規定する要件を満たすものからの申請により、地域自主組織を指定することができる。

- 2 前項の地域自主組織は、次の要件を満たす公共的団体とする。

(1) 次に掲げる事項について規定する規約を定めていること。

- ア 目的
- イ 名称
- ウ 対象区域
- エ 主たる事務所の所在地
- オ 構成団体及び構成団体の資格に関する事項
- カ 代表者に関する事項
- キ 役員及び役員会に関する事項
- ク 対象区域の住民による総会に関する事項
- ケ 会費その他財務会計に関する事項
- コ 規約の変更に関する事項
- サ その他町長が必要と認める事項

(2) 前号の規約において、次の内容が定められていること。

- ア 正当な理由がない限り、その対象区域内に住所を有する 名以上の町民で構成される公共的団体(特定の政党のため又は特定の宗教目的のために活動する団体を除く。)の加入を拒んではならない旨の規定が置かれていること。
- イ 役員会において決定する活動計画に基づいて活動を行うこと。
- ウ 運営について、対象区域の住民が役員会に意見を提出できること。
- エ 役員は、活動計画の決定において、ウに基づき提出された意見に配慮し、構成団体及び対象区域の住民の意見を反映するよう努めること。

(3) 対象区域を一の小学校区とし、構成団体に原則として当該小学校区内のすべての自治会を含むこと。

(4) 役員に原則としてすべての構成団体の代表を含んでいること。

- 3 町長は、第1項の規定により指定した地域自主組織が前項各号に掲げる要件を欠くとき又は前項第1号に掲げる規約に基づきその運営がされていないと認めるときは、地域自主組織の指定を取り消すことができる。

【解 説】

第2項第1号に「当該組織の規約」に定める事項を掲げていますが、具体的には、資

料「 地域自主組織規約（ひながた）」を参照してください。

地域自主組織は、地域の身近な課題に対処するとともに、その代表者が地域審議会の委員になることにより地域住民の意見を取りまとめ、地域審議会の審議にその意見を反映させることが期待されています。このため、少なくとも地縁による団体である自治会については、区域内にある全てが加入することが望ましいと考えられます。

地域の身近な課題に対して効果的に活動するには、地域自主組織に加入する公共的団体は、一定の規模を有する必要があると考えられます。このため、公共的団体の最低規模人員を規定することとしています。

総会を度々開催することは実際には困難であることから、役員で構成する役員会において業務の執行に関する事項等を決定することが地域自主組織の運営上適当であると考えます。

地域自主組織の活動を各構成団体間で公平中立に行い、各構成団体の意見を適切に反映させるためには、役員は全ての構成団体の代表者を含むことが適当であると考えます。構成団体の代表者は、他の団体の代表者と兼ねられないとすることも場合によっては必要と考えます。

また、住民が直接、役員会に意見を提出することができる他、自治会等の構成団体に加入していない住民が意見を述べる場を確保することも必要であると考えます。

(地域自主組織の責務)

- 第5条 地域自主組織は、構成団体の活動について総合調整を行い、公共的な活動を行うものとする。
- 2 地域自主組織は、その活動に際し、町内で広域的に活動する公共的団体との連携に努めるものとする。
- 3 地域自主組織は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成団体及び対象区域の住民等に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 4 地域自主組織は、特定の政党のため又は特定の宗教目的のために活動してはならない。

【解 説】

地域自主組織は、地域課題の解決を図ることを目的としていますが、設置単位よりも広範な範囲で活動を行っている公共的団体と連携を図ることにより、一層効果的な活動を行うことができると考えます。

例えば、デイサービス支援事業を行う場合には社会福祉協議会と、商店街の活性化運動を行う場合には商工会と連携することにより、活力ある地域が創造できるものと考えます。

(町の支援)

- 第6条 町は、地域自主組織の活動を支援するため当該小学校区を担当する職員を配置し、指導、助言その他必要な支援活動を行わせることができる。
- 2 町は、地域自主組織が独自に行う事業のうち特に公益性が高いと認められるものについて、町

長が別に定めるところにより必要な財政支援に努めるものとする。

【解 説】

市町村の本庁又は支所に各地域を担当する職員を配置することにより、住民と行政の間の連絡・調整を円滑に行うことができ、地域の課題に対処することがより一層効率的になると考えます。

第2項で規定する財政支援は、地域振興基金等を財源とした補助金の支出が想定されます。

(事務の委託)

第7条 町長は、町が行う事務のうち、地域性にかんがみて、地域自主組織において処理することで、町民の利便性の向上並びに町の行政運営の簡素化及び効率化が期待できると認められるものを地域自主組織からの求めに応じて委託するよう努めるものとする。

【解 説】

地域の身近な課題は自らの地域で対処することを地域自主組織の設立目的の一つと考えているため、市町村長は、市町村の事務のうち、地域性の強い事務をできるだけ地域自主組織に委託するよう努力義務規定を設けることとしました。

事務を委託する場合は、行政からの押し付けや単なる行政の下請けとならないよう、市町村と地域自主組織が事前に十分に協議し、合意を得た上で市町村長が事務を委託することが重要です。

プライバシーに関する事務や現金給付に関する事務は、行政が行うべき事務と考えますが、非権力的な事務である地域施設の管理（公園管理、道路清掃など）や地域福祉（デイサービス支援、子育て支援など）など住民が参加・協力することによって効果の増大が期待できる事務は地域自主組織で行うことが望ましいと考えます。

(地域審議会)

第8条 町長は、支所を設置する区域ごとに地域審議会を置く。

【解 説】

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4において、地域審議会について「期間を定めて……合併市町村の長に意見を述べる審議会を置くことができる」旨規定されています。

本条例では、地域ごとの住民の意思を的確に市町村へ反映させることができるように、条例により恒常的に設置するものとししました。

合併市町村においては、上記法律に規定される地域審議会をまずは暫定的に設置し、その後、市町村議会の議決を経て、恒常化した機関として新たに設置することが考えられます。

また、市町村内に支所を設置する場合は、支所の区域と地域審議会の区域を同一にすることを想定しています。

(地域審議会の委員)

第9条 地域審議会の委員は、次に掲げる者をもって組織し、委員の定数は、地域自主組織の状況その他地域の状況を考慮して別に定める数とする。

- (1) 地域自主組織の代表者
- (2) 町議会議員のうち議会が適当と認める者
- (3) 委員の公募に応じた町民のうち町長が適当と認める者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 地域審議会に会長を置き、会長は委員の互選によって定める。

3 会長は、会議を総理し、地域審議会を代表する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員の公募に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

【解 説】

地域の意見をできる限り行政の施策に反映させるためには、自治会等を含めた各種公共の団体で構成する地域自主組織の意見が地域審議会の議論に的確に反映されるようにする必要がありますと考えます。そこで、地域審議会の委員には、当該地域代表として地域自主組織の代表者を含めることとします。

委員の任期については、第5項において、「2年」と規定しましたが、数ヶ月といった短いものでは事務執行の一貫性確保の点で問題があり、他方、あまりに長いと種々の弊害が生じると考えられます。

(地域審議会の会議)

第10条 地域審議会は、毎年 回以上開催するものとし、会議は会長が招集する。また、地域審議会の委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、会長は会議を招集し、当該事項について付議するものとする。

2 地域審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 地域審議会の議長は、会長をもって充てる。

4 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を地域審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

5 地域審議会は、審議に著しい支障が認められない限り、当該地域の住民の傍聴を拒否することができない。

【解 説】

第1項において地域審議会の開催の請求を委員の「4分の1以上」と規定していますが、この定数を増減することは可能と考えますが、委員の地域審議会開催を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

(町長等の諮問事項)

第11条 町長等は、次に掲げる事項を定める場合には、あらかじめ関係する地域審議会に諮問するものとする。

- (1) 町建設計画の変更及び事業の実施方法
- (2) 町基本構想の策定及び変更
- (3) 地域振興基金の用途
- (4) 支所長に委任する事務
- (5) その他町長等が必要と認める事項

【解 説】

地域審議会は、その構成組織である地域自主組織を通じて住民の意思を集約するとともに長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について答申若しくは意見を具申することとなります。

また、市町村内に支所を設置している場合は、支所長の決定事項の主要なものについても意見具申できるようにすることが考えられます。

(答申等の尊重義務)

第12条 町長等は、地域審議会の答申又は意見を尊重して事務を処理するものとし、答申又は意見具申のあったことについて、検討又は処理の状況その他必要な事項について地域審議会に報告しなければならない。

【解 説】

市町村は、地域審議会を設置している趣旨を踏まえ、その答申又は意見具申を最大限尊重する必要があると考えます。

このため、町長等は答申又は意見具申のあったことについて、その対応状況を報告することとしています。

(地域住民の意見集約)

第13条 委員は、地域審議会において住民の意見を反映するよう努めなければならない。

2 地域審議会は、地域審議会の審議事項をあらかじめ当該地域の住民に公表し、住民が意見を提出できる機会を保障するよう努めるものとする。

【解 説】

地域審議会の審議事項については、あらかじめ住民に対して公表し、その内容につき住民が事務局に意見を寄せることができるものとし、この事務局は、支所が設置される場合は支所内に置くものとし、支所が設置されない場合は本庁内に地域担当職員を置き、事務局業務を担当することを想定します。

地域審議会の審議事項については、住民が意見を表明できるように電子掲示板や地域

の掲示板などで情報を提供するとともに、電子メールや投書等による意見の受付窓口を設定するなどの対応をとることも考えられます。

(事務局)

第14条 地域審議会の事務局は、その地域を所管する支所に置く。

【解 説】

地域審議会の事務局は、支所を設置する場合は本条のとおり規定することを考えていますが、支所を設置しない場合は本庁内に地域担当職員を置き事務局業務を担当することが考えられます。

(支援機構)

第15条 町は、地域自主組織の活動が持続的かつ発展的に展開されるよう支援するため、町長が別に定めるところにより支援機構を置く。

【解 説】

地域の実情により、地域自主組織の活動を支援するための支援機構を設置する場合には、市町村の組織の一部として設置する場合のほか、民間組織に業務委託する場合があります。

支援機構は、地域自主組織とそこに参加する自治会等、各種公共的団体の状況や民間非営利組織の活動状況等により形態が異なると考えられます。

(その他)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 この条例は、平成 年 月 日から施行する。